

岐阜県公報

第二千四百六十三号
平成二十五年七月十九日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 四八九
(中小企業課) 四八九

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定

(治 山 課) 四九〇
(郡上農林事務所) 四九一

公 示

落札者等に関する公示
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
県営土地改良事業計画の決定
落札者等に関する公示
開発行為の工事の完了

(防 災 課) 四九一
(商業流通課) 四九一
(農地整備課) 四九二
(林 政 課) 四九二
(建築指導課) 四九三

規 則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年岐阜県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中、「に掲載すること」を「への掲載又はインターネットの利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を

次のように改正する。

別表中「一〇五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改める。

別表二の項中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同表五の項第一号中「又は協同組合連合会」を「協同組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員である政令第二條第一項第三号に規定する特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」といふ。）」に改め、同項第二号中「同条第一項イ」を「同条第一項第一号イ」に改め、同項第三号中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同表六の項を次のように改める。

六 削除

別表七の項第一号中「又は協同組合連合会」を「協同組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員である特定中小事業者等」に改め、同項第二号中「第四号」の下に「これらの規定を同法第三十三条において読み替えて準用する場を含む。以下同じ。」を加え、「又は商工組合連合会」を「商工組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員である特定中小事業者等」に改め、同項第三号中「又は商店街振興組合連合会」を「商店街振興組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員である特定中小事業者等」に改め、同項第四号中「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に、「又は生活衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員である特定中小事業者等」に改め、同表八の項を次のように改める。

八 削除

別表九の項第一号中「組合員等」を「組合員又は所屬員（以下「組合員等」といふ。）」に改め、「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等）に買取予約付きで貸貸するものを除く。以下同じ。」を削り、同項第四号中「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改め、同表十一の項中「事業協同組合等若しくは当該事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所屬員又は企業組合若しくは協業組合」を「事業協同組合、協同組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の

組合員若しくは所屬員である特定中小事業者等」に改め、同表十二の項中「中小企業者である組合員若しくは所屬員」を「組合員若しくは所屬員である中小企業者」に改め、同表備考第一号イ中「業種若しくは」を「業種又は」に改め、同号八を次のように改める。

八 削除

別表備考第一号イ中「八の項」を削り、同号リ及びヌを次のように改める。

リ及びヌ 削除

別表備考第一号ウ中「八の項」を削り、同号に次のように加える。

五の項、七の項、十一の項又は十二の項に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業であつて、知事が別に定めるもの

別表備考第五号中「六の項」を削り、同表備考第六号中「九の項」を「十一の項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市東上田字カッソ一七七〇の三、一七七二の八

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市高鷲町帖立字猪首二九四一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 防災ヘリコプター 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年4月17日

4 落札者を決定した日 平成25年5月27日

5 落札者の住所及び氏名 各務原市川崎町1番地

川崎工業株式会社航空宇宙カンパニー

生産本部長 植竹 芳裕

6 落札金額 1,134,000,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県防災課

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
 なお、その意見書は平成二十五年七月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課
 において縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 可児中恵土複合商業施設

可児市中恵土字助太郎二三七一 一七七 外

二 意見の概要

可児市長の意見

- ・ 児童生徒に対する交通安全に配慮する必要がある。また、敷地から道路へ出る直前に止まれるの表示を行うなど、比較的交通量の多い道路へ出る場合の交通安全にも配慮願いたい。

- ・ 店舗南側道路(市道三〇〇三号線)は、沿道に住宅が建ち並ぶ生活道路であり、歩道もなく、道路幅員も十分でないため、交通量の増加に伴う生活環境への影響が懸念されることから、極力、国道側からの出入りを誘導するよう願いたい。
- ・ 閉店時間が深夜となることから、青少年の健全育成について、配慮と協力を願いたい。

(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年七月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) スーパー三心可児店
 可児市土田字往還北二五四六番二七 外

二 意見の概要

可児市長の意見
 ・ 敷地の一部が通学路に面しているため、児童生徒に対する交通安全に配慮願いたい。

店舗従業員や搬入業者等に対し指導を徹底していただくとともに、運転者に対しては車両の出入りに際し「通学路につき一旦停止」などの看板を設置し、注意喚起すること。

・ 閉店時間が深夜となることから、青少年の健全育成について、配慮と協力を願いたい。

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
真桑用水二期地区	大野栄町役場	平成二五・八・一六から

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県森林地理情報システム再開発及び運用保守委託業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年5月21日
- 4 落札者を決定した日 平成25年7月2日
- 5 落札者の住所及び氏名 大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
クボタシステム開発株式会社 営業本部
取締役営業本部長 橋本 重喜
- 6 落札金額 56,595,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県林政部林政課
 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

開発行爲の工事の完了
 次の開発行爲に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百四号）第三十六条第三項の規定により公示する。
 平成二十五年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第二十七号の二二 平成二五・三・二二 〔同岐西建築第一〇〇号の七 同二五・五・二九〕	瑞穂市本田字御野立五八八番一及び五八九番一	道路	開発登録簿による	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同岐西建築第二八号の一 八 同 二五・四・一六	羽島郡岐南町平島八丁目二八番一	道路	同	下呂市金山町東香部三三一一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄
同岐建築第二八号の一七 同 二五・三・二八	同 郡笠松町円城寺字東栗屋九九六番九七七番 一〇〇四番 一〇〇五番及び羽島郡笠松町所管法定外公共物（水路）	道路	同	石川県白山市松本町二五二番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青 木 保 外 志
同西建築第八〇号の三 同 二四・一〇・二四 〔同岐西建築第一〇〇号の四 同二五・五・二〇〕	安八郡神戸町大字神戸字大円坊一一三九番	道路	同	安八郡神戸町大字川西四九七番地の二 有限会社平安 代表取締役 二 宮 進
同西建築第八〇号の一六	同 郡同 町大字加納字井ノ町三六五	道路	同	安八郡神戸町大字神戸一一一九番地の一

平成二十五年七月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社

同二五・三・一九
同岐阜西建築第一〇〇
号
同二五・五・一

番一五

有限会社アイケン
代表取締役 飯

沼

満